

特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を埼玉県北葛飾郡杉戸町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、視覚と聴覚の両方に障害を持つ盲ろう者に対し、自立と社会参加推進に関する事業を行い、盲ろう者のより充実した社会生活と生活環境の向上を目指すことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 社会参加推進事業
 - ② 啓発事業
 - ③ 相談事業
 - ④ 自立支援事業
 - ⑤ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - ⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業
 - ⑦ 生活訓練事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分

の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	吉沢 清
副理事長	藤本 信行
理事	清水 善裕
〃	武井 富貴子
監事	小松 マリ子
〃	中川 成子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1の規定にかかわらず、成立の日から令和7年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
年会費 4000円
 - (2) 賛助会員
年会費 3000円

役員名簿

特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬 の有無
理事	よしざわ きよし 吉沢 清		無
理事	ふじもと のぶゆき 藤本 信行		無
理事	しみず よしひろ 清水 善裕		無
理事	たけい ふきこ 武井 富貴子		無
監事	こまつ まりこ 小松 マリ子		無
監事	なかがわ しげこ 中川 成子		無

設立趣旨書

1 趣旨

長年任意団体として、視覚と聴覚の両方に障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を進めるため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業、社会参加推進事業などを中心に活動してきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、事業を拡大する必要性が高まりました。

については、任意団体で行ってきた盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業及び社会参加推進事業を基盤とし、さらに、盲ろう者の充実した社会生活と生活環境の向上のため、相談事業や自立支援事業など各種事業についても展開していきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

平成	13年	10月	埼玉盲ろう者友の会設立準備会発足
平成	14年	11月	埼玉盲ろう者友の会設立
平成	15年	7月	埼玉盲ろう者友の会事務所開所
平成	15年	7月	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業開始
平成	16年	10月	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業に講師派遣など協力 これ以降任意団体として月1回役員会、年1回定期総会 他学習会、交流会などの活動を行う
平成	22年	10月	啓発事業（掘り起こし活動）スタート
平成	22年	11月	生活訓練事業スタート
令和	5年	1月	NPO法人化の必要性を認識
令和	5年	3月	事業拡大のためNPO法人格取得の設立要件を確認
令和	5年	6月	NPO法人準備会発足
令和	5年	7月	NPO法人化の勉強会開催
令和	5年	8月	NPO法人化の勉強会開催
令和	5年	9月	NPO法人化の勉強会開催
令和	5年	9月	定款、事業計画書などの案を作成
令和	5年	12月	設立総会開催

令和 5年 12月 13日

特定非営利活動法人 埼玉盲ろう者友の会
設立代表者
氏名 吉沢 清

令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人 埼玉盲ろう者友の会

1 事業実施の方針

視覚と聴覚の両方に障害を持つ盲ろう者に対して、自立と社会参加促進に関する事業を行う。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～ 令和7年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見込み 額 (円)
社会参加 推進事業	学習会	7月	県内	2名	盲ろう者 協力者	40名	15,000
	交流会	4月	県内	2名	盲ろう者 協力者	40名	10,000
	クリスマス会	12月	県内	2名	盲ろう者 協力者	50名	10,000
	意見交換会	6月	県内	1名	盲ろう者 協力者	40名	5,000
啓発事業	ホームページ・ フェイスブック で活動を紹介	随時	障害者交流セン ター内事務所	2名	不特定多 数		15,000
	会報誌発行	年6回	県内	3名	会員 関係団体	150 名	60,000
	パンフレットの 作成配布	随時	県内	3名	不特定多 数		150,000
	掘り起こし活動	年12回	県内各市町村福 祉課及び社会福 祉協議会等	6名	役所及び 福祉関係 事業所		12,000
	障害者まつりに 参加(バザー及び コミュニケーション 体験)	10月	障害者交流セン ター	6名	不特定多 数		12,000
相談事業	盲ろう者の生活 相談	随時	障害者交流セン ター内事務所	2名	盲ろう者	40名	10,000
	ピアカウンセリ ング	随時	障害者交流セン ター内事務所	1名	盲ろう者	40名	10,000
	茶話会	3月	県内	1名	盲ろう者	20名	5,000
	通訳・介助員の相 談	随時	障害者交流セン ター内事務所	1名	通訳・介助 員	90名	8,000
自立支援事業	ITサポート	随時	県内	3名	盲ろう者	5名	10,000

盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	盲ろう者に対し て通訳・助員を派 遣	通年	障害者交流セン ター内事務所	6名	盲ろう者	40名	25,000,000
	現任研修会	年4回	障害者交流セン ター	2名	通訳・介助 員	90名	150,000
	行政及び事業所 とのケース会議	随時	県内	1名	役所及び 福祉関係 事業所		10,000
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成事業	養成講習会	週1回 (約4ヶ 月間)	障害者交流セン ター	8名	受講生	10名	860,000
生活訓練事業	コミュニケーシ ョン勉強会(指点 字・点字・触手話 の勉強)	年10回	県内	3名	不特定多 数		50,000
	講演会	年1回	県内	2名	不特定多 数		50,000

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 埼玉盲ろう者友の会

1 事業実施の方針

視覚と聴覚の両方に障害を持つ盲ろう者に対して、自立と社会参加促進に関する事業を行う。

2 事業の実施に関する事項（令和7年4月1日～令和8年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見込み 額 (円)
社会参加 推進事業	学習会	7月	県内	2名	盲ろう者 協力者	40名	15,000
	交流会	4月	県内	2名	盲ろう者 協力者	40名	10,000
	クリスマス会	12月	県内	2名	盲ろう者 協力者	50名	10,000
	意見交換会	6月	県内	1名	盲ろう者 協力者	40名	5,000
啓発事業	ホームページ・ フェイスブック で活動を紹介	随時	障害者交流セン ター内事務所	2名	不特定多 数		5,000
	会報誌発行	年6回	県内	3名	会員 関係団体	150 名	60,000
	掘り起こし活動	年12回	県内各市町村福 祉課及び社会福 祉協議会等	6名	役所及び 福祉関係 事業所		20,000
	障害者まつりに 参加(バザー及び コミュニケーション 体験)	10月	障害者交流セン ター	6名	不特定多 数		12,000
相談事業	盲ろう者の生活 相談	随時	障害者交流セン ター内事務所	2名	盲ろう者	40名	10,000
	ピアカウンセリ ング	随時	障害者交流セン ター内事務所	1名	盲ろう者	40名	10,000
	茶話会	3月	県内	1名	盲ろう者	20名	5,000
	通訳・介助員の相 談	随時	障害者交流セン ター内事務所	1名	通訳・介助 員	90名	10,000
自立支援事業	ITサポート	随時	県内	3名	盲ろう者	5名	10,000

盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	盲ろう者に対し て通訳・介助員を 派遣	通年	障害者交流セン ター内事務所	6名	盲ろう者	40名	25,000,000
	現任研修会	年4回	障害者交流セン ター	2名	通訳・介助 員	90名	150,000
	行政及び事業所 とのケース会議	随時	県内	1名	役所及び 福祉関係 事業所		10,000
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成事業	養成講習会	週1回 (約4ヶ 月間)	障害者交流セン ター	8名	受講生	10名	860,000
生活訓練事業	コミュニケーシ ョン勉強会(指点 字・点字・触手話 の勉強)	年10回	県内	3名	不特定多 数		50,000
	講演会	年1回	県内	2名	不特定多 数		50,000

令和 6年度 活動予算書
(成立の日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人 埼玉盲ろう者友の会
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	480,000	
賛助会員受取会費	84,000	564,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	200,000
3 事業収益		
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業収益	25,000,000	
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業収益	860,000	
生活訓練事業収益	100,000	
社会参加推進事業収益	0	
啓発事業収益	0	
相談事業収益	0	
自立支援事業収益	0	
計		25,960,000
4 その他収益		
売上	20,000	
受取利息	100	
雑収益	0	
計		20,100
経常収益計 (A)		26,744,100
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	5,200,000	
通勤費	180,000	
法定福利費	180,000	
人件費計	5,560,000	
(2) その他経費		
通訳・介助費	16,500,000	
諸謝金	1,300,000	
旅費交通費	1,520,000	
賃借料	120,000	
業務委託費	30,000	
通信運搬費	350,000	
印刷製本費	500,000	
施設使用料	30,000	
消耗品費	350,000	
保険料	150,000	
事業費支払手数料	22,000	
雑費	20,000	
その他経費計	20,892,000	
事業費計		26,452,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	100,000	
通勤費	14,000	
人件費計	114,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	50,000	
賃借料	24,000	
業務委託費	15,000	
通信運搬費	20,000	
印刷製本費	10,000	
消耗品費	15,000	
諸会費	25,000	
支払手数料	5,000	
雑費	10,100	
その他経費計	174,100	
管理費計		288,100
経常費用計 (B)		26,740,100
当期経常増減額 (A - B)		4,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計 (C)		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計 (D)		0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)		4,000
② 設立時正味財産額		820,000
次期繰越正味財産額 (①+②)		824,000

令和7年度 活動予算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 埼玉盲ろう者友の会

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	480,000		
賛助会員受取会費	84,000	564,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3 事業収益			
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業収益	25,000,000		
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業収益	860,000		
生活訓練事業収益	100,000		
社会参加推進事業収益	0		
啓発事業収益	0		
相談事業収益	0		
自立支援事業収益	0		
4 その他収益		25,960,000	
売上	20,000		
受取利息	100		
雑収益	0	20,100	
経常収益計 (A)			26,644,100
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,200,000		
通勤費	180,000		
法定福利費	180,000		
人件費計	5,560,000		
(2) その他経費			
通訳・介助費	16,500,000		
諸謝金	1,300,000		
旅費交通費	1,520,000		
賃借料	120,000		
業務委託費	30,000		
通信運搬費	300,000		
印刷製本費	400,000		
施設使用料	30,000		
消耗品費	350,000		
保険料	150,000		
事業費 支払手数料	22,000		
雑費	20,000		
その他経費計	20,742,000		
事業費計		26,302,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	100,000		
通勤費	14,000		
人件費計	114,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	50,000		
賃借料	24,000		
業務委託費	15,000		
通信運搬費	20,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	15,000		
諸会費	25,000		
支払手数料	5,000		
雑費	10,100		
その他経費計	174,100		
管理費計		288,100	
経常費用計 (B)			26,590,100
当期経常増減額 (A - B)			54,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			54,000
② 前期繰越正味財産額			824,000
次期繰越正味財産額 (① + ②)			878,000